

<対策のポイント>

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要となる農業生産施設及び加工・販売施設等の整備、障害者等の農産物の生産・加工技術等の習得に加え、農業・福祉双方のニーズのマッチングを行う専門人材の育成等の取組を支援するとともに、効果的な農福連携プロモーション等を実施します。

<政策目標>

農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出 [令和6年度まで]

<事業の内容>

1. 農福連携整備事業

- 障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要となる農業生産施設及び加工・販売施設等の整備を支援します。

2. 農福連携支援事業

① 農福連携支援事業

- 福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する農業技術習得の研修等を支援します。

② 農福連携人材育成支援事業

- 農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、職場定着を支援する農業版ジョブコーチの育成や農業者と福祉事業所をマッチングするコーディネーターの育成等を支援します。

③ 普及啓発等推進対策事業

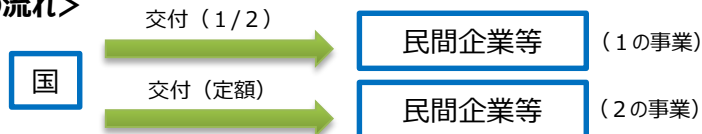
- ワンストップ窓口の設置など都道府県の推進体制の強化、農福連携の全国展開に向けた普及啓発や調査・研究等を支援します。
- メディアを活用した農福連携プロモーションの取組等を支援します。

<関連事業>（優先採択等の優遇措置を実施）（関連事業は各事業の仕組みで実施）

- ・食料産業・6次産業化交付金 25億円の内数
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金等 230億円の内数
- ・農業人材力強化総合支援事業 213億円の内数
- ・「緑の人づくり」総合支援対策 47億円の内数
- ・水産多面的機能発揮対策 23億円の内数 等

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【1について】

- 事業実施主体 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- 事業期間 2年間
- 交付率 1/2（上限1,000万円、2,500万円等）



農業生産施設  
(水耕栽培ハウス)



附属施設（農機具庫）



加工処理施設



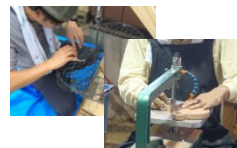
休憩所、トイレの整備

【2の①、②について】

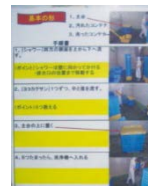
- 事業実施主体 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- 事業期間 2年間
- 交付率 定額



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術習得



作業マニュアル作成



人材育成研修

【2の③について】

- 事業実施主体 民間企業、都道府県等
- 事業期間 1年間
- 交付率 定額



セミナー等の普及啓発



調査・研究等

# 農山漁村振興交付金（農福連携対策）

※本資料は、令和2年度政府予算原案に基づいて整理したものであるため、成り立した予算の内容に応じて変更があり得ることに御留意ください。

【公募期間：令和2年2月19日（水）から3月13日（金）まで】

※公募内容の詳細は、以下のWebサイトでご確認ください。  
<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>

○農福連携は、障害者等が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組であり、障害者等の就労機会の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる取組である。また、これを通じて農業・農村の維持・発展につながる事が期待されている。

※下線部は令和2年度  
拡充要求

## 農福連携整備事業 （ハード対策）

●障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農業生産施設、農産物等の加工販売施設又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、給水施設、衛生設備、安全設備等）の整備を支援。

○事業実施主体：農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、地域協議会、民間企業等  
 ○事業期間：2年間 ○交付率：1/2以内

- 助成額上限：①簡易整備型（200万円）：比較的安価な設備投資による施設整備  
 ②高度営農支援型（1,000万円）：農産物の生産又は加工、販売を行う施設整備  
 ③農業経営支援型（2,500万円）：経営改善を積極的に進めるために必要となる施設整備  
 ④介護・機能維持型（400万円）：高齢者の介護、機能維持等が目的の施設整備

※整備事業（ハード）と支援事業（ソフト）は、原則として併せて実施



附帯施設（農機具庫）



トイレの整備



農業生産施設（水耕栽培）



加工処理施設



休憩所の整備

## 農福連携支援事業 （ソフト対策）

●福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する農業技術習得の研修、分業体制の構築、作業手順のマニュアル作成等を支援。

○事業実施主体：農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、地域協議会、民間企業等  
 ○事業期間：2年間

○交付率：定額（助成額上限：150万円）

（ただし、上記③農業経営支援型と併せて実施する場合は300万円）

※マニュアル作成を行う場合、助成上限額に40万円を加算



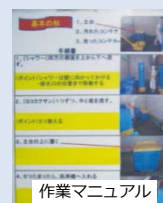
農産加工の実践研修



栽培技術習得研修



木工技術の習得



作業マニュアル



牡蠣養殖籠の補修

## 農福連携人材育成 支援事業

### 1.農福連携サポーター育成・派遣支援事業

・農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材の育成及び派遣を行う取組を支援。

### 2.施設外就労コーディネーター育成支援事業

・障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材の育成を行う取組を支援。

○事業実施主体：農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、地域協議会、民間企業等

○事業期間：2年間

○交付率：定額（助成額上限：400万円） ※上記1.サポーター支援事業及び2.コーディネーター支援事業は、それぞれ応募することが可能

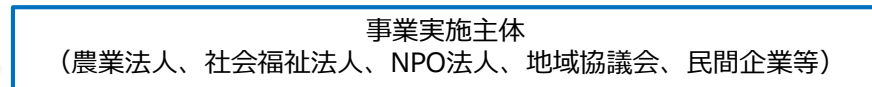


人材育成現地研修



施設外就労（柿の収穫）

## <支援の経路>



## 【お問い合わせ先】

農村振興局都市農村交流課（高齢者対策班）  
 直通：03-3502-0033